

埼玉西部環境保全組合管理職手当支給に関する規則

(趣旨)

第1条 埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例（平成11年条例第2号）第2条で準用する鶴ヶ島市条例中、職員の給与に関する条例（昭和41年条例第21号）第7条の規定による管理職手当の支給については、この規則の定めところによる。

(支給の範囲及び支給額)

第2条 管理職手当を支給する職及びその職にある職員に支給する管理職手当の月額
は、次に掲げるとおりとする。

職	月額
7級の職	70,000円
6級の職	52,000円
5級の職	41,000円

2 休職期間については、管理職手当は支給しない。

3 1の給与期間中（1箇月）15日を超える長期休暇の場合及び長期欠勤の場合については、管理職手当を減額することができる。

第3条 管理職手当の支給期日その他支給についての必要な事項は、給料支給の例による。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月28日規則第10号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月14日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第9号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月15日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。